

<h1>名古屋市公報</h1>	平成29年 7月20日	第1216号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
条 例		
○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例	(住都・建築指導課) (第38号)	5
○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	(健福・総務課) (第39号)	8
○ 名古屋市公会堂条例の一部を改正する条例	(観光・文化振興室) (第40号)	10
<hr/>		
告 示		
○ 行旅死亡人の発見	(健福・保護課) (第473号)	12
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第474号)	15
○ 筒井土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の縦覧	(住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第475号)	17
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課) (第476号)	18
○ 事後調査結果報告書(工事中)について	(環境・地域環境対策課) (第477号)	19
○ 事後調査結果報告書(工事中)について	(環境・地域環境対策課) (第478号)	21
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課) (第479号)	23
○ 名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について	(教育・科学館総務課) (第480号)	35
○ 生活環境影響調査書等の縦覧	(環境・工場課) (第481号)	36
<hr/>		
教 育 委 員 会 告 示		
○ 名古屋市総合体育館レインボーホールの臨時休館について	(第26号)	39
○ 教育委員会定例会の開催について	(第27号)	40
<hr/>		
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第9号)	41
<hr/>		
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	45
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	47

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第38号）

- 1 改正内容

- (1) 牛島南地区計画の変更及び錦二丁目 7番地区計画の決定に伴い、規定の整備を行います。（別表第 1関係）
- (2) 牛島南地区計画の変更及び錦二丁目 7番地区計画の決定に伴い、規定の整備を行います。（別表第 2関係）

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

- 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（第39号）

- 1 改正内容

土地区画整理事業による町の区域の設定に伴い、規定の整理を行います。（別表第 2関係）

- 2 施行期日

名古屋市徳重北部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行します。

- 名古屋市公会堂条例の一部を改正する条例（第40号）

- 1 改正内容

- (1) 名古屋市公会堂の第 3集会室の利用料金の基準額を改定するとともに、新たに映写室及び楽屋（第 1楽屋及び第 2楽屋を除く。）の利用料金の基準額を定めます。（別表関係）
- (2) その他規定の整理をします。（別表関係）

- 2 施行期日

- (1) 平成30年 4月 1日から施行します。
- (2) この条例による改定後の利用料金の基準額は、平成31年 4月 1日以後の使用について適用し、同年 3月31日以前の使用については、改正前の

利用料金の基準額を適用します。

- (3) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができることとします。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月13日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第38号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年
名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

牛島南再開発地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都 市計画牛島南再開発地区計画の区域のうち、再開発地区整 備計画が定められている区域
--------------------	--

を

牛島南地区整備計 画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都 市計画牛島南地区計画の区域のうち、地区整備計画が定め られている区域
-----------------	--

に改め、同表に次のように加える。

錦二丁目7番地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都
----------	-----------------------------

整備計画区域	市計画錦二丁目7番地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
--------	--------------------------------------

別表第2 牛島南再開発地区整備計画区域の項中

「牛島南再開発地区整備計画区域」を「牛島南地区整備計画区域」

に改め、同表に次のように加える。

錦二丁目7番地区整備計画区域	西地区	用途の制限	風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
	東地区(A)	用途の制限	1 自動車車庫でその用途に供する1階の部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以上のもの 2 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
		容積率の最高限度	10分の86
		容積率の最低限度	10分の30
		建蔽率の最高限度	10分の4.6。ただし、耐火建築物については、10分の6.6とする。
		敷地面積の最低限度	1,000平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は2メートル以上であること。
		高さの最高限度	150メートル
		建築面積の最低限度	200平方メートル

	緑化率の最低限度	10分の2
東地区 (B)	用途の制限	1 自動車車庫でその用途に供する1階の部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以上のもの 2 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の用途に供するもの
	容積率の最高限度	10分の60
	容積率の最低限度	10分の20
	建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、耐火建築物については、10分の8とする。
	敷地面積の最低限度	500平方メートル
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は2メートル以上であること。
	高さの最高限度	30メートル
	建築面積の最低限度	200平方メートル
	緑化率の最低限度	10分の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7月13日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第39号

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第 2中

「

名古屋市緑区社会福祉事務所徳重支所	名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の41	緑区役所徳重支所の所管区域
-------------------	---------------------	---------------

」

を

「

名古屋市緑区社会福祉事務所徳重支所	名古屋市緑区元徳重一丁目 401番地	緑区役所徳重支所の所管区域
-------------------	--------------------	---------------

」

に改める。

附 則

この条例は、名古屋市徳重北部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画
整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

名古屋市公会堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月14日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第40号

名古屋市公会堂条例の一部を改正する条例

名古屋市公会堂条例（昭和31年名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表大ホール（控室4室付）の項中「（控室4室付）」を「（主催者控室、東控室、西控室、第1楽屋及び第2楽屋付）」に改め、同表第3集会室の項中

「

1,000	1,200	2,000	1,300	2,300	2,800
-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

」

「

2,500	2,900	4,900	3,300	5,600	7,000
-------	-------	-------	-------	-------	-------

に改め、同表中

」

「

特別室		4,100	4,800	8,000	5,500	9,300	11,500
-----	--	-------	-------	-------	-------	-------	--------

を

」

特 別 室		4,100	4,800	8,000	5,500	9,300	11,500	に
映 写 室		800	1,000	1,600	1,100	1,900	2,300	
楽屋（第1 楽屋及び第 2楽屋を除 く。）1室		1,000	1,000	2,000	1,000	2,000	3,000	

改め、同表備考第3号中「及び4階ホール」を「、4階ホール及び楽屋（第1楽屋及び第2楽屋を除く。）」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同号(1)中「（控室4室付）」を「（主催者控室、東控室、西控室、第1楽屋及び第2楽屋付）」に改め、同号に次のように加える。

(3) 楽屋（第1楽屋及び第2楽屋を除く。）1室 100円

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市公会堂条例（以下「改正後条例」という。）別表の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る利用料金の基準額について適用し、同日前の使用に係る利用料金の基準額については、なお従前の例による。
- 3 改正後条例別表の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 473号

行旅死亡人の発見

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第 9条の規定により、次のように告示します。

心当たりのある方は、健康福祉局生活福祉部保護課まで連絡してください。

平成29年 7月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 死体

- | | |
|-----------|--|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 推定40歳から60歳位までの推定男性 |
| (4) 死亡日時 | 不詳（死後およそ 1月から 6月程度まで経過） |
| (5) 発見日時 | 平成27年 9月 6日午前 9時59分頃 |
| (6) 発見場所 | 名古屋市北区平安二丁目21番74号 |
| (7) 死亡原因 | 不詳 |
| (8) 人相特徴等 | 不詳 |
| (9) 着 衣 | 半袖シャツ、スウェットトランクス |
| (10)所持金品 | 現金 119,621円、財布 2個、小物入れ 1個、診察券 1枚、携帯電話 1台 |

2 死体

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名 | 不詳 |
| (3) 年齢、性別 | 不詳 |
| (4) 死亡日時 | 平成28年 9月 6日午後10時29分 |
| (5) 発見日時 | 平成28年 9月 6日午後10時29分頃 |
| (6) 発見場所 | 名古屋市緑区有松町 209番地先名鉄名古屋本線線路上 |

- (7) 死亡原因 れき死
- (8) 人相特徴等 身長 163センチメートル位、体格中肉
- (9) 着 衣 紺色長袖シャツ、青色Tシャツ、紺色作業ズボン、黒色ボクサーパンツ
- (10)所持金品 鍵束 1束

3 死体

- (1) 本籍、住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 年齢、性別 推定50歳から80歳位までの男性
- (4) 死亡日時 平成27年12月頃
- (5) 発見日時 平成28年 7月25日午後 0時 2分
- (6) 発見場所 名古屋市天白区天白町大字植田 459番地の 1天白橋右岸橋梁下
- (7) 死亡原因 不詳
- (8) 人相特徴等 身長 166センチメートル
- (9) 着 衣 白色長袖ジャンパー、赤色チェック柄の長袖シャツ、白色長袖シャツ、白色長袖Tシャツ、黒色長袖Tシャツ、黒色スラックス、青色ももひき、黒色ももひき、灰色靴下、黒色靴下、茶色の革靴

4 死体

- (1) 本籍、住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 年齢、性別 年齢不詳の男性
- (4) 死亡日時 平成28年 7月中旬
- (5) 発見日時 平成28年 7月29日午後 3時58分
- (6) 発見場所 名古屋市中川区中郷三丁目 262番地 1
- (7) 死亡原因 不詳の内因死
- (8) 人相特徴等 身長 161センチメートル

- (9) 所持金品 現金67,565円、通帳 2通、キャッシュカード 1枚、運転免許証 1枚、鍵 7本、財布 1個、小銭入れ 2個、携帯電話 1台、充電器 1個、印鑑 1本

5 死体

- (1) 本籍、住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 年齢、性別 推定60歳から80歳までの男性
- (4) 死亡日時 推定平成28年 5月以前
- (5) 発見日時 平成28年11月 6日午後 3時30分
- (6) 発見場所 名古屋市守山区大字小幡字北山県営都市公園小幡緑地内
- (7) 死亡原因 不詳
- (8) 人相特徴等 身長 168.5センチメートル
- (9) 着 衣 タグにSCOOTERSと記載されたサイズLLの薄茶色ウインドブレーカー、サイズ不明の長袖ポロシャツ、劣化が激しく袖の長短不明の白色肌着、劣化の激しいサイズ不明のズボン、ベルト、サイズ不明のボクサーパンツ、白色ステテコ、黒色運動靴（実測26センチメートル）、ACTIVE LIFTと記載された紺色ハンチング帽

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 474号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年 7月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

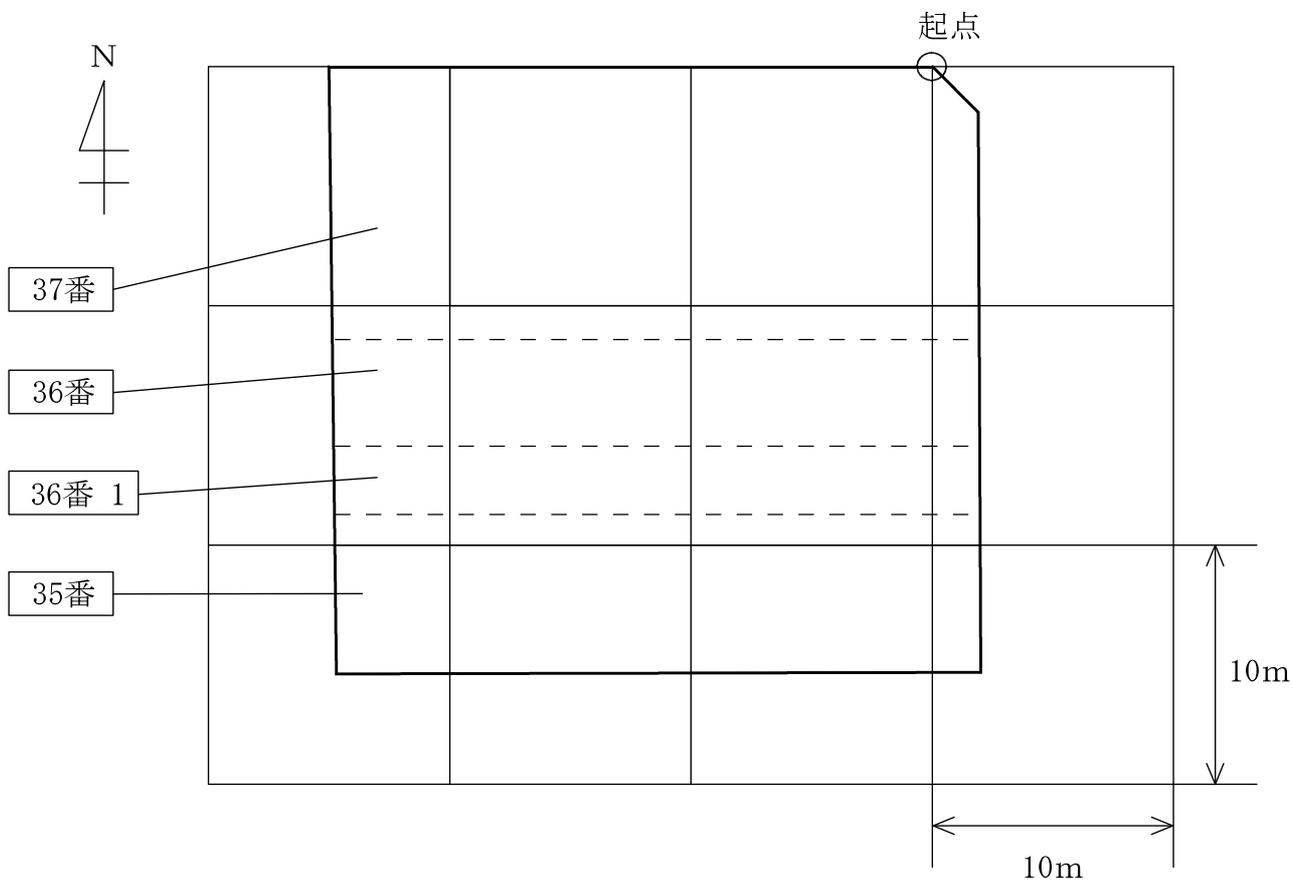
名古屋市中川区太平通 5丁目35番の一部及び37番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

中川区太平通 5丁目



凡例

- : 調査対象地
- : 筆の境界
- : 形質変更時届出管理区域 (鉛及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 475 号

筒井土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の縦覧

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定により、
名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり一
般の縦覧に供します。

平成29年 7 月11日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 縦覧の期間
平成29年 7 月18日から同年 7 月31日まで
- 2 縦覧の時間
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで
- 3 縦覧の場所
名古屋市東区豊前町 2 丁目45番地
名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 476 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成29年 7 月 11 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定地区の名称

丸屋町 5 丁目（南地区）建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市昭和区丸屋町 5 丁目 48 番 2	平成29年 6 月 1 日
名古屋市昭和区丸屋町 5 丁目 54 番 7	平成29年 6 月 6 日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第477号

事後調査結果報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定により、事業者からJRゲートタワー建設事業に係る事後調査結果報告書（工事中）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定により次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成29年7月11日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植康英
名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
 - (2) ジェイアールセントラルビル株式会社
代表取締役社長 吉川直利
名古屋市中村区名駅一丁目1番3号
- 2 対象事業の名称及び種類
JRゲートタワー建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施場所
名古屋市中村区名駅一丁目1015番15 他
- 4 事後調査結果報告書の提出年月日
平成29年6月26日（月）
- 5 縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所

- ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎5階）
- イ 名古屋市西区花の木二丁目18番1号
西区役所
- ウ 名古屋市中村区竹橋町36番31号
中村区役所
- エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成29年7月11日（火）から同月25日（火）まで。ただし、地域環境対策課、西区役所及び中村区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を、環境学習センターにあつては月曜日（祝日法による休日が月曜日に当たるときはその翌日）を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課、西区役所及び中村区役所
午前8時45分から午後5時15分まで
- イ 環境学習センター
午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第478号

事後調査結果報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定により、事業者からささしまライブ24地区「グローバルゲート」建設事業に係る事後調査結果報告書（工事中）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定により次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成29年7月11日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
ささしまライブ24特定目的会社
取締役 海田雅人
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内
- 2 対象事業の名称及び種類
ささしまライブ24地区「グローバルゲート」建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施場所
名古屋市中村区平池町4丁目
- 4 事後調査結果報告書の提出年月日
平成29年6月30日（金）
- 5 縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市中村区竹橋町36番31号

中村区役所

ウ 名古屋市中川区高畑一丁目2 2 3番地

中川区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

平成29年7月11日(火)から同月25日(火)まで。ただし、地域環境対策課、中村区役所及び中川区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)を、環境学習センターにあつては月曜日(祝日法による休日が月曜日に当たるときはその翌日)を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、中村区役所及び中川区役所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 479 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成29年7月4日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成29年7月11日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 平成29年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）
- 2 平成29年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成29年度名古屋市基金特別会計補正予算（第2号）
- 4 平成29年度名古屋市公債特別会計補正予算（第2号）

名古屋市財政局財政部財政課

平成29年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度名古屋市一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,171,535,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
12 寄附金		289,676	1,000	290,676
	1 寄附金	289,676	1,000	290,676
13 繰入金		13,044,134	63,670	13,107,804
	1 他会計繰入金	13,044,134	63,670	13,107,804
15 諸収入		124,655,525	220,165	124,875,690
	7 雑入	20,376,596	220,165	20,596,761
16 市債		77,562,000	54,000	77,616,000
	1 市債	77,562,000	54,000	77,616,000
歳入	合計	1,171,196,464	338,835	1,171,535,299

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費		43,505,242	152,982	43,658,224
1 総務管理費		20,175,883	△	20,115,605
2 財務管理費		5,126,916	213,260	5,340,176
7 観光文化交流費		11,322,230	108,053	11,430,283
1 観光交流費		3,401,180	6,126	3,407,306
3 名古屋城費		3,490,640	101,927	3,592,567
9 住宅都市費		47,323,370	3,000	47,326,370
1 都市計画費		19,751,993	3,000	19,754,993
11 教育費		170,553,271	74,800	170,628,071
1 教育総務費		10,988,085	74,800	11,062,885
歳出	合計	1,171,196,464	338,835	1,171,535,299

第2表 債務負担行為補正

事項	項	期	間	限	度	額	千円
教育館の移転改築		平成30年度から平成31年度まで				2,023,000	

第3表 地方債補正

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の期間	方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の期間	方法
教育センター整備費	107,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れられる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率)	起債年度より償還期間 以内、又は満期日に元 金均等一括して償還す る。ただし、財政の都 合によりは繰上償還又 は借換えをすることが できる。政府資金を借 り入れる場合は、その 融資条件による。			161,000	補正前 同	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	償還の方法 同

平成29年度名古屋市長古守閣特別会計補正予算（第1号）

平成29年度名古屋市長古守閣特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,927千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

207,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計	千円
1 繰入金		42,433	69,927		112,360
	1 他会計繰入金	42,433	69,927		112,360
3 名古屋城天守閣 事業収入		—	95,000		95,000
	1 寄附金	—	95,000		95,000
歳入	合 計	42,433	164,927		207,360

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計	千円
1 名古屋城天守閣 事業費		42,433	164,927		207,360
	1 事業費	38,099	164,927		203,026
歳出	合 計	42,433	164,927		207,360

平成29年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376,931千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,564,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 名古屋城整備 積立基金収入		5,051	4,000	9,051
	4 基金積戻金	—	4,000	4,000
4 名古屋城本丸御殿 積立基金収入		749,775	10,666	760,441
	3 基金積戻金	669,082	10,666	679,748
14 公債償還基金収入		88,429,921	213,260	88,643,181
	2 繰入金	46,905,920	213,260	47,119,180
15 財政調整基金収入		49,609	49,004	98,613
	3 基金積戻金	8,464	49,004	57,468
16 名古屋城天守閣 積立基金収入		—	100,001	100,001
	1 基金収入	—	1	1
	2 繰入金	—	100,000	100,000
歳入	合計	95,187,212	376,931	95,564,143

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 名古屋城整備基金 積立		5,051	4,000	9,051
	2 他会計繰出金	—	4,000	4,000
4 名古屋城本丸御殿 積立基金		749,775	10,666	760,441
	1 他会計繰出金	669,082	10,666	679,748
14 公債償還基金		88,429,921	213,260	88,643,181
	2 積立金	47,651,953	213,260	47,865,213
15 財政調整基金		49,609	49,004	98,613
	2 他会計繰出金	8,464	49,004	57,468
16 名古屋城天守閣 積立基金		—	100,001	100,001
	1 積立金	—	100,001	100,001
歳出	合計	95,187,212	376,931	95,564,143

平成29年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第2号）

平成29年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ469,335,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 公債		194,065,000	54,000	194,119,000
	1 公債	194,065,000	54,000	194,119,000
歳入	合計	469,281,013	54,000	469,335,013

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 繰出金		123,305,000	54,000	123,359,000
	1 起債繰出	123,305,000	54,000	123,359,000
歳出	合計	469,281,013	54,000	469,335,013

名古屋市告示第 480号

名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成29年 7月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

東京都品川区東品川二丁目 3番11号
株式会社ジェイティービー
代表取締役社長 高橋 広行

2 収納を委託した使用料

名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 3号）
第12条に規定する観覧券付クーポンを発行する場合の観覧料

3 委託期間

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

名古屋市教育委員会科学館総務課

名古屋市告示第 481 号

生活環境影響調査書等の縦覧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置に関し、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）第 31 条の 2 の規定により、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類及び生活環境影響調査の結果を記載した書類を縦覧に供します。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、名古屋市長に生活環境の保全上の見地からの意見書（氏名及び住所並びに対象事業の名称を記載したもの。）を提出することができます。

平成29年 7 月 13 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 施設の名称
名古屋市富田工場
- 2 施設の設置の場所
名古屋市中川区吉津四丁目3208番地
- 3 施設の種類
ごみ処理施設
- 4 施設において処理する一般廃棄物の種類
都市ごみ
- 5 施設の処理能力
450 t / 日（24時間）
- 6 生活環境影響調査の項目
大気汚染 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀

- 騒 音 騒音レベル
- 振 動 振動レベル
- 悪 臭 特定悪臭物質濃度及び臭気指数

7 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

- ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋環境局施設部工場課（以下「工場課」という。）
（名古屋市役所本庁舎 4 階）
- イ 名古屋市中川区高畑一丁目 223 番地
中川区役所（以下「区役所」という。）
- ウ 名古屋市中川区春田三丁目 215 番地
中川区役所富田支所（以下「支所」という。）
- エ 名古屋市中川区服部三丁目 601 番地
名古屋市富田図書館（以下「富田図書館」という。）
- オ 名古屋市中川区吉津四丁目 3201 番地
富田北地域センター
- カ 愛知県あま市七宝町桂城之堀 1 番地
あま市役所七宝庁舎

(2) 縦覧期間

平成29年 7 月 13 日（木）から平成29年 8 月 14 日（月）まで。ただし、工場課、区役所、支所及びあま市役所七宝庁舎にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を、富田図書館にあつては同年 7 月 18 日（火）を、富田北地域センターにあつては月曜日及び同年 8 月 13 日（日）を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 工場課、区役所及び支所
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで
- イ 富田図書館
午前 9 時 30 分から午後 7 時まで。ただし、日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては午後 5 時まで。

ウ 富田北地域センター

午前 9 時30分から午後 9 時まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては午後 5 時30分まで。

エ あま市役所七宝庁舎

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

8 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

工場課

(2) 提出期限

平成29年 8 月28日（月）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

また、郵送による場合は平成29年 8 月28日（月）までの消印のものに限り受け付けます。

名古屋市環境局施設部工場課

名古屋市教育委員会告示第26号

名古屋市総合体育館レインボーホールの臨時休館について

名古屋市総合体育館条例施行規則第2条第3項の規定に基づき、名古屋市総合体育館レインボーホールを平成31年1月21日から平成32年7月20日まで臨時休館します。

平成29年7月13日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第27号

教育委員会定例会の開催について

平成29年 7月20日午後 3時教育委員会室において教育委員会定例会を開催し
次の議件を付議します。

平成29年 7月13日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

請願審査について

名古屋市学校施設リフレッシュプランの策定について

平成30年度使用教科用図書採択及び採択審議について

名古屋市社会教育委員の委嘱について

名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

美術館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第9号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成29年7月14日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月13日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成29年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

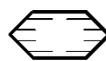
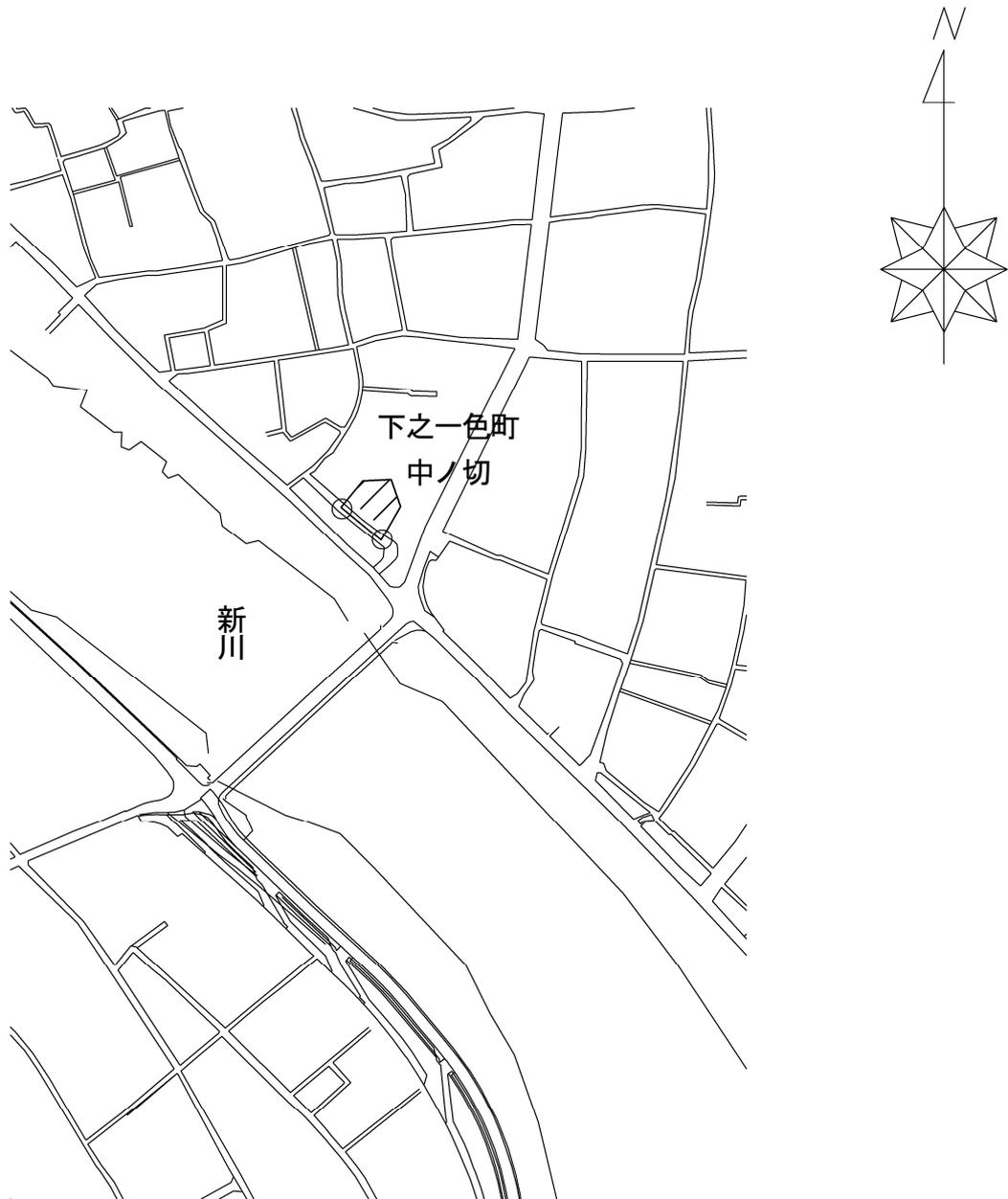
公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
中川区	下之一色町	中ノ切	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出水処理センター
	富永四丁目		〃	
守山区	中志段味	大屋敷 才井戸 流 沢田 湿ヶ 西田 西山島 野添 墓前 東 海道 東山島 富士塚 舟場 洞畑 元屋敷	〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山水処理センター

- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区（下之一色町中ノ切）
分流式	中川区（富永四丁目）、守山区

排水施設の位置図

中川区（合流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

中川区（分流式）

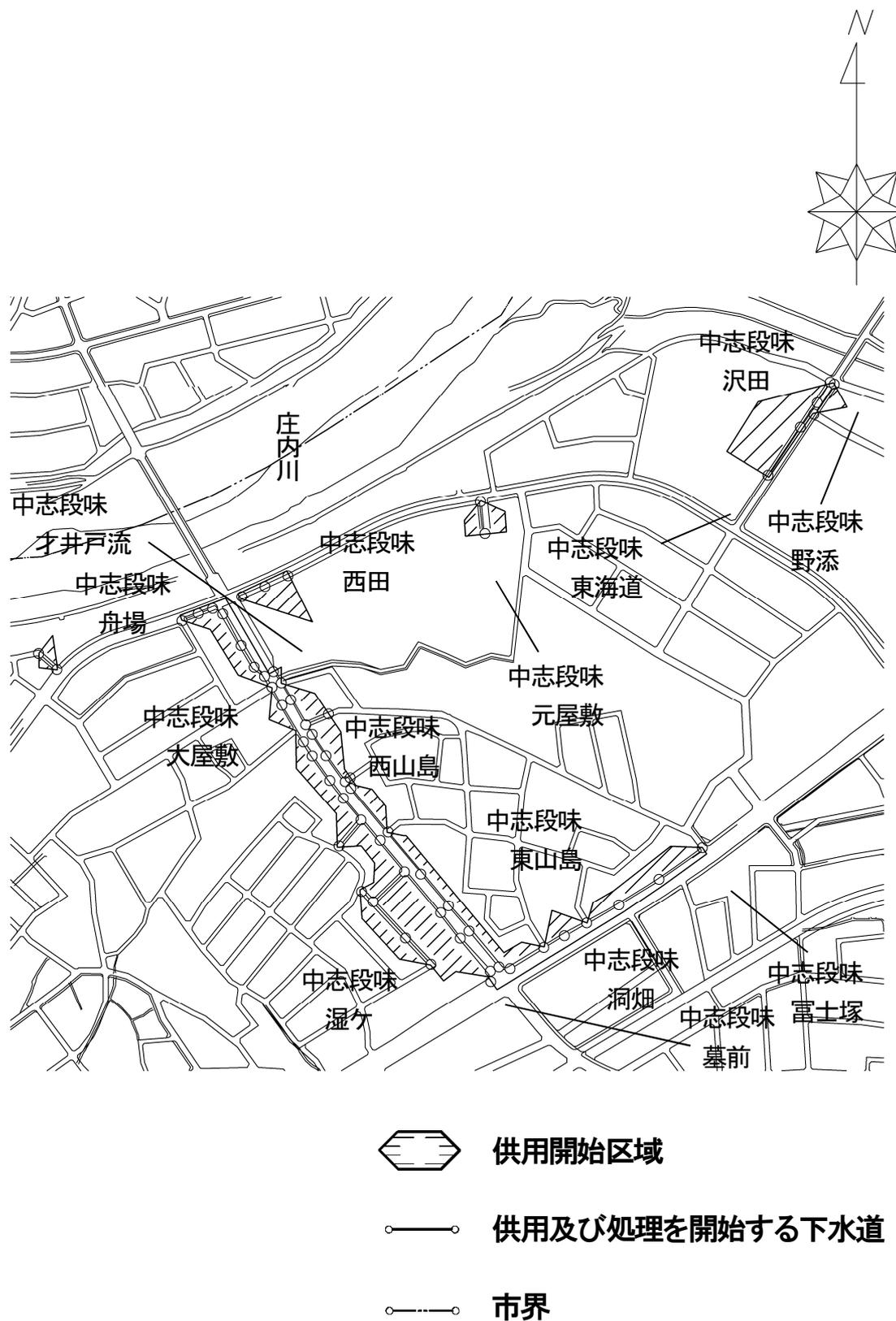


 供用開始区域

 供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）



大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 7月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クオリテ上社店

名古屋市名東区社台三丁目 266番 ほか 7筆

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) フィール社台店	クオリテ上社店

3 変更の日

平成29年 5月11日

4 変更した理由

店舗名称が確定したため

5 届出の日

平成29年 6月15日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 7月10日から同年11月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年11月10日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 7月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

なるぱーく

名古屋市緑区浦里三丁目 232番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
みずほ信託銀行(株)	代表取締役 野中 隆史	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	変更なし	代表取締役 飯森 徹夫	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所	
1	(株)平和堂	代表取締役 夏原 平和	滋賀県彦根市小泉町31番地	変更なし	代表取締役 平松 正嗣	滋賀県彦根市西今町番地	平成29年5月18日
2	(株)マツモトキヨシ	代表取締役 吉田 雅司	千葉県松戸市新松戸東9番地1	変更なし	代表取締役 成田 一夫	変更なし	平成29年4月1日

3	上新電機(株)	代表取締役 土井 栄次	大阪市浪速 区日本橋西 一丁目 6番 5号	変更なし	代表取締役 中嶋 克彦	変更なし	平成 24年 6月 28日
4	(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣 市外渕二丁 目38番地	変更なし	代表取締役 河合 映治	変更なし	平成 26年 6月 24日
5	(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口 市佐山 717 番地 1	—	—	—	平成 27年 1月 12日
6	—	—	—	(株)肆矢花き 卸売市場	代表取締役 肆矢 勉	名古屋市中 区松原二丁 目 7番 8号	平成 29年 3月 7日
7	—	—	—	フジパンス トアー(株)	代表取締役 廣村 昌弘	名古屋市瑞 穂区松園町 1丁目50番 地	平成 29年 3月 10日
8	—	—	—	(株)神奈川く まざわ書店	代表取締役 熊沢 真	東京都八王 子市八日町 1番11号	平成 23年 3月 16日
9	—	—	—	(株)BANK ANわもの や	代表取締役 形部 幸裕	名古屋市中 区栄二丁目 11番30号	平成 26年 7月 25日
10	—	—	—	(株)菓子問屋 カナモリ	代表取締役 金森 弘	岐阜県安八 郡輪之内町 中郷字上切 戸63番地	平成 26年 10月 31日
11	—	—	—	(株)アルカス インターナ ショナル	代表取締役 内山 誠一	神戸市中央 区港島中町 6丁目 8番 地 1	平成 29年 4月 28日
12	—	—	—	(株)ぷりず夢	代表取締役 森下 恵治	愛知県春日 井市東野町 5丁目 1番 地 5	平成 29年 4月 28日
13	—	—	—	(株)澤屋	代表取締役 飯田 崇比 古	愛知県海部 郡蟹江町須 成西五本田 2148番地 2	平成 29年 4月 28日
14	—	—	—	磯田園製茶 (株)	代表取締役 磯田 尚久	愛知県田原 市大久保町 仲原 111番 地	平成 23年 3月 16日

15	—	—	—	(株)不二家	代表取締役 櫻井 康文	東京都文京区大塚二丁目15番6号	平成23年3月16日
16	—	—	—	(株)アート	代表取締役 加藤 秀成	名古屋市天白区梅が丘一丁目114番地	平成23年3月16日
17	—	—	—	(株)エービーシー・マー ト	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	平成23年3月16日
18	—	—	—	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区幸町2番8号	平成29年4月14日
19	—	—	—	(株)タカヨシ	代表取締役 高品 政明	千葉市美浜区中瀬1丁目3番地	平成29年4月14日
20	—	—	—	(株)ライト オン	代表取締役 横内 達治	茨城県つくば市吾妻一丁目11番地1	平成27年4月17日
21	—	—	—	(株)ニトリ	代表取締役 白井 俊之	東京都北区神谷三丁目6番20号	平成27年3月27日
22	—	—	—	(株)西松屋 チエーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266番地1	平成27年4月30日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成29年4月3日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (2) No. 2からNo. 4までの小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 5の小売業者については、退店のため
- (4) No. 6からNo.22までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成29年 6月12日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 7月10日から同年11月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年11月10日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市人事委員会の人事異動

細井 土夫委員は、平成29年 7月 8日再任された。

西部 啓一委員長は、平成29年 7月10日選挙された。

圓生 和之委員は、平成29年 7月10日委員長の職務を代理するものとして指定された。